

# 令和2年度岩手県新人看護職員研修事業実施要領

## 1 目的

この事業は、県内の病院等における新人看護職員が基本的な臨床実践能力を身に付けるための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

岩手県

## 3 実施方法

県が定める令和2年度岩手県新人看護職員研修事業仕様書に基づき、委託により実施するものとする。

## 4 事業内容

- (1) 多施設合同研修
- (2) 研修責任者等研修
  - ① 研修責任者研修
  - ② 教育担当者研修
  - ③ 実地指導者研修

## 5 研修対象

- (1) 多施設合同研修  
県内病院等の新人看護職員
- (2) 研修責任者等研修  
県内病院等の研修責任者、教育担当者又は実地指導者としての役割を担う者又はその任にあたる予定のある者

## 6 研修内容及び研修期間

仕様書に定めるとおり。

## 7 実績報告

受託者は、委託期間終了後関係書類を添えて、速やかに岩手県知事あて報告するものとする。

# 令和2年度岩手県新人看護職員研修事業仕様書

## 1 委託事業名

令和2年度岩手県新人看護職員研修事業

## 2 目的

この事業は、県内の病院等における新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

## 3 委託内容

次の研修を実施すること。

### (1) 多施設合同研修

#### ① 目的

県内の新人看護職員の基本的な臨床実践能力獲得のため、病院等で行うガイドラインに沿った新人看護職員研修を補完するための研修(自施設で研修実施が困難な病院等の新人看護職員を対象とした合同研修)を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

#### ② 対象者

岩手県内の病院等の新人看護職員

※ 新人看護職員とは、免許取得後に初めて就労する看護職員のことをいう。

#### ③ 研修内容

次の内容を基本として実施すること。

ア 看護職員としての必要な基本姿勢と態度

イ コミュニケーションの重要性とスキル

ウ ストレスへの対処方法

エ 医療安全、院内感染対策

オ フィジカルアセスメント、急変時の対応

カ その他必要な事項

#### ④ 研修日数

5日間程度とすること。

### (2) 研修責任者等研修

#### ① 目的

県内の病院等における新人看護職員研修の実施体制を確保するため、研修責任者、教育担当者及び実地指導者が新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

#### ② 対象者

岩手県内の病院等の研修責任者、教育担当者及び実地指導者

#### ③ 研修内容

次の内容を基本として実施すること。

#### **ア 研修責任者研修**

- 新人看護職員研修の意義と目的
- 新人看護職員研修体制の構築
- 新人看護職員研修の企画と評価
- 教育担当者、実地指導者の育成
- その他必要な事項

#### **イ 教育担当者研修**

- 教育担当者の役割
- 到達目標の理解と設定
- 教育に関する知識
- 課題と解決策の検討
- 年間教育計画の立案
- その他必要な事項

#### **ウ 実地指導者研修**

- 組織の教育システム
- 新人看護職員の現状
- 学習に関する基礎知識
- メンタルサポート支援
- 看護技術の指導方法
- その他必要な事項

#### **④ 研修日数**

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ア 研修責任者研修 | 5日間程度とすること。 |
| イ 教育担当者研修 | 5日間程度とすること。 |
| ウ 実地指導者研修 | 5日間程度とすること。 |

## **4 委託期間**

契約日～令和3年3月31日

## **5 その他**

- 研修は、講義・演習等を適宜組み合わせて実施すること。
- 必要に応じ、研修の一部を合同研修とすることは差し支えないこと。
- 1日の研修時間は原則として5時間とすること。
- 講師は適任者を選出すること。
- 研修の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染リスクに配慮し、受講者の便宜を考慮して、研修時間及び会場等を選定すること。
- 研修実施後は、参加者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行うこと。

## **6 対象経費**

職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

## 7 実績報告

委託期間終了後は関係書類を添えて、速やかに岩手県知事あて報告するものとする。

(別紙)

対象経費の主な内訳

職員手当等	超過勤務手当、休日給
賃金	臨時職員賃金
報償費	講師等報償費
旅費	講師等旅費、事務局連絡旅費
需用費	消耗品費、資料作成費、講師弁当及び茶菓代
役務費	開催通知郵送料、講師連絡通信費
使用料及び賃借料	会場及び機材等使用料
備品購入費	演習用備品の購入費